

中間業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 中間事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所等の増減
- 3 役職員の増減
- 4 株主又は持分を保有する者の状況

第2 中間貸借対照表

第3 中間損益計算書

(記載上の注意)

- 1 法第47条第1項の規定及び第28条第1項の規定による免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
- 3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 5 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。
 - (1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
 - (2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当中間期末	増減 (△)
本 支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第 52 条の 60 の 2 第 2 項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当中間期末	増減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む営業所又は事務所			

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3 役職員の増減

区 分	前 期 末	当中間期末	増 減 (△)
本 国 か ら の 派 遣 職 員			
本 邦 役 付 職 員			
本邦一般職員			
事務系			
庶務系			
計			
合 計			

4 株主又は持分を保有する者の状況

氏 名 又 は 名 称	所有する株式数又は出資額	割 合
		%

その他の株主又は持分を 保有する者（ 名）		
計（ 名）		100

（記載上の注意）

所有する株式数（単位：千株）又は出資額（単位：百万円）の多い順に 10 名を記載すること。

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		そ の 他 負 債	
そ の 他 資 産		未 払 法 人 税 等	
リ ー ス 投 資 資 産		リ ー ス 負 債	
そ の 他 の 資 産		資 産 除 去 債 務	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
前 払 年 金 費 用		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		繰 延 税 金 負 債	
貸 倒 引 当 金	△	支 払 承 諾	
本 支 店 勘 定		本 支 店 勘 定	
		小 計	
		持 込 資 本 金	
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を

解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ④ 貸倒引当金の計上方法
- ⑤ 退職給付引当金の計上方法
- ⑥ ヘッジ会計の方法
- ⑦ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑧ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑨ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
- ⑩ その他採用した重要な会計方針

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 225 条に規定する事項

(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条（ただし、同条において準用する同令第 8 条の 7 第 4 項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

- (9) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

- (10) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (11) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (12) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (13) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 231 条まで、第 234 条、第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関する事項
- (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項
- (15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
- (16) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3

年 月 日から
 年 月 日まで

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
(うち預金利息)	(× × ×)
役 務 取 引 等 費 用	× × ×
特 定 取 引 費 用	× × ×
そ の 他 業 務 費 用	× × ×
営 業 経 費	× × ×
そ の 他 経 常 費 用	× × ×
経 常 利 益	× × ×
(又は経常損失)	
特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
税 引 前 中 間 純 利 益	× × ×
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	× × ×
法 人 税 等 調 整 額	× × ×
法 人 税 等 合 計	× × ×
中 間 純 利 益	× × ×
(又は中間純損失)	
繰越利益剰余金(当期首残高)	× × ×
本 店 へ の 送 金	× × ×
(本店からの補填金)	
中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	× × ×

(記載上の注意)

1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2 本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

(1) 直接経費（派遣職員給与等）

(2) 間接経費割当額

3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

5 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。